

第2回研究会検討事項

委員名 村上孝浩

1. 共同設置の効果が期待できると思われる部門について

市町村の現場として、共同設置の効果が期待できると思われる部門は、それほど多くはないと考えております。理由としては、市町村の裁量や政策判断が伴う事務については、効果的な施策を迅速かつ柔軟に実施できないこと、構成市間の調整や意思決定に相当な労力が必要になることから、複数の地方公共団体で実施していくことは困難であり、比較的裁量権のない定型的な事務であれば可能性があると考えております。

部門 1	情報公開・個人情報保護審査会、監査委員会、行政不服審査会等
コメント	これらの事務については、住民の権利を保護・保障するものであり、実施機関である市町村からの独立性と公平性が求められる事務であり、共同の効果が期待できるものと思います。しかしながら、任意設置とした場合、実際に共同設置する地方公共団体は極めて少ないのではないかと考えられます。
部門 2	法定受託事務
コメント	法定受託事務については、住民生活に身近な事務が多く、各市町村の窓口で申請や相談等ができることが必要と思われませんが、定型的な後処理に関する事務等については、複数の自治体で共同処理することを検討してもよいと思います。
部門 3	会計、給与等定型業務
コメント	これらの定型事務については、事務の合理化と経費節減を目的に、スケールメリットを生かした事務の共同処理が可能な分野と考えられます。一方で、この分野の事務の民間委託も進んでおり、人件費の節減を考えればわざわざ組合等で共同処理を行う地方公共団体は少ないものと思います。

2. 監査委員会(事務局)の共同設置について

監査委員会を共同で設置することについては、監査に対する独立性、公平性、透明性、専門性の強化に寄与することが期待できると思います。課題としては、実際に共同設置する市町村がどのくらいあるかという点です。外部の視線から監査をするという点では、平成9年に制度化された外部監査制度と共通する部分があるかと思えます。しかし、外部包括監査制度の導入が義務付けられた都道府県や政令指定都市、中核市以外で、条例によって導入している市町村は、いったいどのくらいあるのでしょうか。おそらくそれほど利用されていないのではないのでしょうか。

もし、監査委員会の独立性・専門性を高めることを本気で考えるのであれば、全市町村又は財政健全化法に基づく健全化指標が一定数値に達した市町村を対象に、包括外部監査制度の導入を義務付けるべきと考えます。このことは、地方に対する国による新たな義務付けであるとの反発があるかと思いますが、本来、住民の権利を保障する分野については、市町村の関与や裁量をできる限り制限することも必要かと思っております。この点は、情報公開・個人情報保護審査会、行政不服審査会等についても、同様であると考えています。

3. 事務の逆権限委譲(執行委任)について

事務の共同処理の主体については、一部事務組合や広域連合等だけではなく、一定の分野や規模の事務については、共同処理の主体として、市町村から都道府県に執行委任する方法も選択肢としてあってもいいのではないかと考えています。